

重度心身障害者医療費助成制度（県障）のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度（県障）は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費（標準負担額減額認定証を持っている人）、訪問看護医療費を助成する制度です。

自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■ 利用できる人

- ① 身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている人
- ② 療育手帳Aの交付を受けている人
- ※一定以上の所得があると助成停止となります

■ 助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口に提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

現在、受給者証をお持ちの人に、8月末までに新しい受給者証を送付します。



福祉政策室 貝沼

外 来 1回 530円
(月4回まで負担)
入 院 1日1200円
訪問看護 1日 250円
※調剤薬局へ支払う額は無料です

■ 医療費の払い戻し（償還払い）

- ① 治療用装具を購入したとき
- ② 入院時生活療養費（住民税非課税世帯の場合）を支払ったとき
- ③ 県外の医療機関を受診したときなどは、申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。

■ 申請に必要なもの

- ・ 心身障害者福祉金支給申請書
(福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります)
- ・ 振込口座の通帳
- ・ 印鑑

■ 受給対象となる人

平成27年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。

- ① 身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

- ② 市民税が非課税で、公的年金および手当（※）の支給を受けていない人

- ③ 1年以上市内に住所を有している人

- ④ 施設に入所していない人

- ⑤ 生活保護を受給していない人

※公的年金とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給など

手当とは、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など

■ 福祉金の額	
【身体障害者】	1級 5万円
	2級 4万円
	3級 3万円

【精神障害者】	
A判定	5万円
B判定	3万円
	1級 5万円
	2級 4万円
	3級 3万円

村上市心身障害者福祉金が支給されます



【一部負担金】
医療機関ごとで申込ください

●問い合わせ
53-2111（内線247）
福祉課福祉政策室
または各支所地域振興課地域福祉室

●問い合わせ
53-2111（内線247）
福祉課福祉政策室
または各支所地域振興課地域福祉室